巻上げ機の運転業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、巻上げ機の運転に係る業務は、特別教育を修 了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

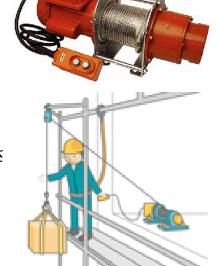
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第11号

動力により駆動される巻上げ機(電動ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転の業務

【ウインチとは】

・動力により駆動される歯車などにより減速して回転させる(巻胴)にワイヤロープ等を巻付け、物の上げ・下ろしまたは横引き、引っ張り作業などに使用する「巻上げ機」をいいます。



受講資格

巻上げ機の運転(荷の巻上げ及び巻卸し)3時間以上及び荷掛け及び合図(荷の種類に応じた荷掛け手、小旗等を用いて行う合図)1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

受講科目•講習時間

学科講習 : 巻上げ機に関する知識(3H)、巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関す

る知識(2H)、関係法令(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 般: 受講料 9,900円、 テキスト代 1,210円、 合計 11,110円 会員: 受講料 6,600円、 テキスト代 1,210円、 合計 7,810円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。